

猪名川町総合福祉センター

整備方針



令和7年9月
猪名川町生活部福祉課

目 次

1.	整備方針の策定について	2
2.	施設の概要	3
3.	現状の課題と施設整備の方向性	4
4.	総合福祉センターの目指すべき姿	8
5.	施設整備の検討方針	9
6.	施設整備の基本的な視点・考え方	10
7.	施設整備・運営の方向性	12
8.	今後の検討・調整事項	16
9.	整備のスケジュール（予定）	17

1. 整備方針の策定について

本町では、高齢者や障がいのある人の福祉ニーズに対応するための施設として平成 7 (1995) 年、「猪名川町福祉センター」を設置し、主に高齢者サービスの事業を中心にサービス提供を行ってきました。その後、介護保険制度の創設に伴い、介護保険サービスの事業の提供を開始し、平成 15 (2003) 年には障害者福祉センター（現希望の家すばる）を設置し、それまでの「猪名川町福祉センター」から現在の「猪名川町総合福祉センター」に名称変更し、複合的な機能を有する福祉の拠点施設として運営してきました。

さらに、福祉拠点として高齢者や障がい者・児の増加、ニーズの多様化・複雑化する中で、相談機能の強化、療育訓練などの児童向けのサービスの提供を行ってきました。

しかしながら、建物としては竣工から 30 年を迎えようとしており、現在、経年劣化による給排水管の水漏れ、プール・浴室などの設備不良などが多数発生しており、平成 28(2016) 年度に策定し、築 60 年までの施設保全に向けた維持・修繕の計画を定めた「猪名川町福祉センター施設保全計画」では、築 30 年の時点で、内部インフラの更新も含めた大規模改修工事の必要性が示されています。

一方、高齢化のさらなる進展や社会情勢の変化を背景として、福祉ニーズが量的、質的にも多様化・複雑化してきており、福祉施設の役割も大きく変化してきていることから、限られた施設機能を効率的・効果的に活用するためには、施設機能の再編を行っていくことが求められています。

施設機能の再編にあたっては、質の高いサービスを安定的に供給するために、民間で提供可能なサービスは民営化し、施設運営のあり方の再構築や、施設の経営改善に向けた取組の実施を通じて、必要なサービスが着実に提供されるよう、施設整備のあり方について検討していく必要があります。

こうした状況の中で、今後の福祉施設として求められる機能の整理と持続可能な福祉運営等に向け、令和 5 年度に庁内の検討組織である「福祉施設あり方検討会」を設置し、施設の今後の運営・整備の方向性について、検討を進めてきました。

令和 6 年度には町・社会福祉協議会・福祉活動団体・地域住民・有識者等からなる「総合福祉センターあり方検討委員会」を設置し、検討に係る必要な視点・考え方等を協議いただき、「総合福祉センターあり方検討に係る提言書」が答申として町へ提出されました。

本方針は、この提言書の意見を踏まえつつ、町として「総合福祉センター整備方針」を策定するものです。

2. 施設の概要

物件名称	猪名川町総合福祉センター			
1 土地（敷地）に関する情報				
所在地	猪名川町北田原字南山14番地の2			
敷地面積	18,959.45㎡			
接道状況	西側：幅員9.6m（町道紫合北田原線）			
法令等に基づく制限	都市計画区域	市街化調整区域	用途地域	—
	建ぺい率	60%	容積率	200%
	その他の制限	—		
2 建物（施設）に関する情報				
竣工年度	平成7年（1995年）	現在の用途	高齢福祉施設	
延床面積	5,694.40㎡	建築面積	2,022.76㎡	
構造	鉄筋コンクリート造	階数	地下3階・地上2階	
耐震性	新耐震基準	駐車台数	地下1階駐車場35台ほか	
主な諸室	教養娯楽室、事務室、デイサービスルーム、特殊浴室、介助浴室、機能回復訓練室、作業室、医務室、地域活動支援センター、ボランティア室、研修室、グループホーム居室（6室）など			
付帯設備	一般浴室、室内プール、食堂			
3 管理運営情報				
管理体制	指定管理： 猪名川町社会福祉協議会	指定管理期間	令和9年3月31日まで	
現在の運営状況	高齢者福祉事業（介護デイサービス・ホームヘルプ）、障害福祉サービス事業（居宅介護・障害者相談支援）、地域包括支援センター事業、療育支援事業、ボランティア活動、交流事業、心配ごと・各種相談、各種サロンや教室、プール・お風呂・食堂など			
4 付随施設				
◎障害者福祉センター（平成15年竣工）：障害福祉サービス事業（就労継続支援B型、生活介護、日中一時支援、移動支援）など				
◎コミュニティドーム（平成7年竣工）：テニス利用など				

※総合福祉センターは「福祉センター（ゆうあいセンター）」と「障害者福祉センター（現希望の家すばる）」の2つの施設を合わせた総称になります。

3. 現状の課題と施設整備の方向性

(1) 福祉ニーズの変化

これまでの福祉サービスは、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉などの分野ごとに充実・発展してきました。しかし、少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化により、福祉ニーズが多様化・複雑化し、引きこもり、生活困窮、ヤングケアラー問題や 8050 問題などの新たな福祉ニーズが生じています。

これらの課題解決には、高齢・障害・児童福祉の枠を超え、個々の状況や家庭環境、多様で複雑な要因に対応するため、関係機関が連携できる体制が必要であり、すべての人が生まれ育った地域でいきいきと生活が送れるような「共生社会」を目指した地域福祉を推進していくことが必要となってきました。

本整備方針においても「共生社会」の実現に向け、多様な利用者を想定した施設機能・サービス内容とする必要があります。

(2) 民間サービスの台頭・多様な担い手の確保

これまでは行政機関や社会福祉法人、社会福祉協議会が中心となり、福祉サービスを提供してきましたが、民間企業や非営利団体、住民団体等の様々な供給主体が併存する体制へと変化してきました。民間事業者による創意工夫と競争により、多様で魅力あるサービスが円滑に提供され、利用者のニーズに沿ったサービスを自由に選択できる環境が整備されてきています。

猪名川町では従来、「指定管理者制度」を活用し、総合福祉センターにおいて、町内で不足する福祉サービスを提供してきました。しかし、民間事業者の進出により、町が提供するべきサービス需要も変化してきているため、行政主導のサービス提供の必要性は限定的なものになりつつあります。

民間事業者によるサービス提供が可能なものは縮小・廃止し、行政主導のサービス提供の必要性を精査することを通じて、適切なサービス供給体制を構築する必要があります。

(3) 老朽化する施設

福祉センターは平成 7（1995）年に設置され、建物としては竣工から 30 年を迎えようとしており、現在、経年劣化による給排水管の水漏れやプール・浴室などの設備不良などが多数発生しています。平成 28（2016）年度に策定した「猪名川町福祉センター施設保全計画」では、築 60 年までの施設保全に向けた維持・修繕の計画を定めており、築 30 年の時点で、内部インフラの更新も含めた大規模改修工事的必要性が示されています。

本整備方針においては、老朽化した建築設備については、今後導入すべきサービスに応じて更新・改修するとともに、建物の構造体については長期的な活用が可能となるよう建物の長寿命化を目指した計画とします。

(4) 町財政の改革

本町の財政運営は、少子高齢化の進行に伴う社会保障費の増大、公共施設の老朽化対応、物価変動の影響などにより厳しい局面を迎えており、平成 28（2016）年度から恒常的な収支不足に対応するために、財政調整基金（貯金）を取り崩しながら運営してきました。

令和 5（2023）年度の試算では、このままの財政運営を継続した場合、財政調整基金が令和 11（2029）年度末には枯渇する見込みとなっており、この基金がなくなると、これまで提供してきた行政サービスの一部を提供できなくなるなどの影響が懸念されます。そのため町では、財政収支の改善を図り、持続可能な行政運営を行うための行財政改革に取り組んでいます。

本整備方針においても、町の限られた財源の中で、新たな福祉ニーズ等へ対応するとともに、効果的・効率的な施設運営により、持続可能なサービス提供体制の構築を目指します。

(5) 機能見直しの必要性

建設から約 30 年経過する中で、猪名川町を取り巻く環境も変化しており、公共性が低下した機能や、ランニングコストが負担となっている機能について見直す必要が生じています。

本整備方針においては、現在の利用状況、将来的な改修経費、他の公共施設の整備状況、民間施設の整備状況などを踏まえ、一部のサービスの廃止を含む機能の見直しを行い、次世代への過度な負担を強いることがないよう施設機能の再整備を進めることとします。

【福祉センターの主な機能・サービス】

施設機能・サービス	内容
食堂	主にデイサービスや障害者福祉センターへの食事提供を行う。 一般利用は1日5人程度。
一般浴室	平均1日120人程度が利用（土日が特に多く、約20人は毎日利用）。60歳以上の利用が9割以上を占め、70歳以上は無料。町外の人利用は3割程度。 令和5年度利用者：37,431人
室内プール (現在停止中)	主に高齢者や障がいのある人が利用。1日につき約20人が利用。 令和5年度利用者：2,036人
高齢者デイサービス (通所介護)	町内5事業所、近隣17事業所が同様のサービスを実施。社会福祉協議会の人員不足・高齢化など運営面の課題があり令和5年度に休所日を追加。 定員35人（令和5年度延べ利用者：7,618人）
高齢者グループホーム (H30.3 廃止)	社会福祉協議会が運営していたが人員不足により廃止。現在、空きスペースとなっている。
療育支援事業	発達に課題のある子どもの療育を実施。利用ニーズが高く、待機者が発生している。 令和5年度延べ利用者：949人
ホームヘルプサービス	社会福祉協議会が運営。ヘルパーが自宅を訪問し介護等を行う。他の民間事業者では対応困難なケースもありセーフティネットとしての役割がある。 令和5年度介護保険サービス延べ利用者：6,558人 令和5年度障害福祉サービス延べ利用者：1,004人
コミュニティドーム	テニスを想定した設備になっており、約9割がテニス利用。 令和5年度利用件数：1,079件

※ 地域包括支援センターや障害者相談支援センターなどの福祉制度上の必要なサービス、社会福祉協議会の必須事業、障害者福祉センター事業などを除く

【維持経費が高額となっている機能・サービス】

(経常経費)

対象設備	内 容	概算経費
食堂	食堂調理員など運営委託	委託料： 320万円/年
	冷蔵庫・給茶機などのリース	賃借料： 70万円/年
	合計	390万円/年
プール、浴室関係 ※高齢者デイサービスの 介護浴室含む	光熱水費	電気代： 140万円/年 水道代： 200万円/年 灯油代： 620万円/年
	建築・電気・ボイラーなどの 有資格者による常駐管理業務 委託	委託料： 1,100万円/年
	合計	2,060万円/年

(保全経費)

対象設備	内 容	工事費
プール、浴室関係	プール防水改修	402万円
	ボイラー設備更新	6,150万円
	ろ過設備更新	770万円
	配管類更新	3,700万円
	合計	1億 1,022万円
コミュニティドーム	躯体・屋根膜更新	8,030万円
	電気設備更新	1,200万円
	衛生設備更新	440万円
	合計	9,670万円

※ 猪名川町福祉センター施設保全計画から物価・人件費上昇等を考慮して算出

4. 総合福祉センターの目指すべき姿

猪名川町総合福祉センターあり方検討委員会の提言書（以下「提言書」）には、総合福祉センターの目指すべき基本理念として、「多様な人が交流できる・相談できる・訪れたい ぐらしの総合施設」が示されています。

総合福祉センターは各種サービスの提供拠点としての役割だけでなく、複雑化・多様化する社会問題や生活上の様々な課題に対応するために地域福祉の向上を推進していく場であることが求められており、本整備方針においても、この提言書における基本理念を継承し、以下のような施設整備の基本理念を掲げます。

この基本理念に基づき、整備方針の策定にあたっては、子どもや若者、高齢者、障がいのある人もない人も、様々な人が分け隔てなく利用でき、気軽に立ち寄れる施設を目指します。

また、平成 28 年に策定された「猪名川町福祉センター施設保全計画」では、施設の維持・管理における中長期的な視点の必要性が示されており、本整備方針の目標期間は築 50 年となる令和 27（2045）年度までの約 20 年間とします。

施設整備の基本理念

多様な人が交流できる・相談できる・訪れたい ぐらしの総合施設

施設整備における目標期間

令和 27（2045）年度まで

5. 施設整備の検討方針

(1) 施設整備を行う施設の範囲

猪名川町総合福祉センターは、福祉センター（ゆうあいセンター）と、障害者福祉センターの2棟からなる施設で、これにコミュニティドームが付随しています。

本整備方針の検討にあたり、障害者福祉センターは平成 15（2003）年度に竣工しており、他の施設と比べて施設整備の必要性が低いため、本計画における整備の検討範囲は、障害者福祉センターを除いた「福祉センターやコミュニティドーム、駐車場等を含む外構スペース」とします。

(2) 改修工事の方向性

施設整備の検討においては、「猪名川町福祉センター施設保全計画」に示されている通り、福祉センターの建物躯体（コンクリート構造体）は長期的に活用可能と考えられます。

そこで、今回の施設整備にあたっては、建替えに比べてより工事費用を抑えることができ、環境負荷も少ない方法として、建物構造体を全面的に残し、建物内装および設備を更新する全面リノベーションを基本方針とします。

施設機能の見直しによっては、建物内の配置を大きく変更しなければならない箇所が発生するものの、工事費をできるだけ抑えるために、基本的に既存の建物躯体、特に耐力壁の改変を行わない計画とします。

6. 施設整備の基本的な視点・考え方

総合福祉センターの改修整備に当たっては、老朽化への対応をはじめ、総合福祉センターあり方検討委員会からの答申を踏まえ、施設整備の基本方針として、4つの視点・考え方に基づき取り組みを進めます。

(1) 多様な世代・人が交流する、ふれあいの拠点

乳幼児や子育て世代の保護者、子どもたち、高齢者、障がいのある人やその関係者など、さまざまな考え・思いを持つ人々が集い、日常的に交流できる場を目指します。地域の人々が様々な機会を通じて交流し、各種活動を楽しむ場になることにより、住民間の繋がりを強化するとともに、新たな活動への誘引が起こることも期待できます。また、専門的な知識とスキルを持った人材を育てるための研修や教育プログラムを提供する場、ボランティア活動の促進など、住民が気軽に参加できる取り組みを積極的に進めることで、共生社会の実現を目指します。

このため、総合福祉センター内には交流スペースや各種団体が活動できる場の確保など気軽に集まりやすい雰囲気づくりを行うとともに、現在、総合福祉センターで提供できていない児童福祉サービス等を提供するなど子育て世代を呼び込むための機能・仕組みづくりを行っていきます。

(2) だれにとっても安心できる・相談できる施設

住民が課題解決のための第一歩を踏み出すための信頼できる相談の場・継続支援の場、また福祉に関する情報集積の拠点として、「安心」を実感できる施設を目指します。医療・介護などの関係機関へのコーディネートなど、地域に開かれた福祉の拠点として、「つながり」を結んでいくことにより、福祉、医療、介護、子育て、生活支援など、幅広い分野にまたがる問題に迅速に対応できる体制が確保され、利用者が一度の相談で複数の支援サービスにアクセスできるワンストップ型の対応が可能となります。

施設改修にあたっては、福祉サービスを提供する機能だけでなく、“ワンストップ型”の相談機能の実現のため、各種関連機関が横断的に連携を図ることができるよう、必要な整備を行っていきます。

(3) 現在および将来の福祉ニーズへの対応

引きこもり、生活困窮、ヤングケアラーといった新たな福祉ニーズへの対応など、今後の社会変化にも柔軟に対応できる施設基盤の確保を目指します。

総合福祉センターは町の福祉サービスの拠点としてセーフティネットの役割を担っており、町で不足する障害者グループホームやショートステイなどのサービス基盤の整備も検討していく必要があります。地域資源の発掘や民間活力の導入などにより町内の福祉サービスの向上を図ります。

(4) 利便性の向上、福祉情報の発信拠点

様々な人が集い、交流する場として、施設全体のバリアフリー化・ユニバーサルデザインへの対応を進め、高齢者や障がいのある人だけでなく、子育て世代や一般の住民も利用しやすい環境整備を行います。十分な駐車スペースや動線の確保、自転車などの交通手段も想定したアクセス性能の向上を図り、より多くの住民が訪れやすい環境を整備します。

また、総合福祉センターで受けることのできるサービスやイベント情報を様々な媒体で発信するとともに、町内外の地域資源、その活用手段などの情報提供も行い、地域全体の福祉向上のための情報発信拠点としての形成を目指します。

7. 施設整備・運営の方向性

本計画では、現状の利用状況やこれからの福祉ニーズを踏まえ、全ての町民が快適に安心して施設を利用できるよう各機能の見直しを行い、以下の方針を基本として整備を進めます。

(1) 整備内容の方針

① 交流機能および相談機能の強化

- ・ 施設入口周辺に、誰もが交流できる多世代交流フロアを設けます。
- ・ プライバシーを守りながら安心して相談できる相談室を設置します。
- ・ 相談内容に応じ、各機関等が横断的に連携できる施設配置とします。
- ・ 福祉関係団体をはじめ、各種活動団体等の活動拠点や相談支援のためのスペースは、利用が減少している食堂の営業を終了し、その場所に必要な改修を行うことで確保します。

② 児童福祉機能の充実

- ・ 障がいの有無に関わらず、こどもや保護者が安心して交流・相談でき、必要な支援を受けることができる場所を整えます。児童福祉機能の強化としては、国が推進する児童発達支援センターを基本とした児童福祉サービス事業の導入を検討します。
- ・ こうした児童福祉サービスは、現在の利用状況、他の施設・サービスへの代用可能性、維持費や将来的な改修経費などから、一般浴室、室内プール、高齢者デイサービス区画を撤去・改修することにより必要な施設機能を確保します。

③ 福祉サービスのセーフティネット機能の充実

- ・ 民間の事業者によるサービス提供が不足しているホームヘルプサービス事業（居宅介護）は、利用ニーズが高く、介護要求や障がいの程度に柔軟に対応できる事業者が少ないことから引き続きサービス提供拠点として確保していきます。
- ・ 障がいのある人の地域移行、地域生活支援拠点として、町内に不足しているグループホーム・ショートステイ機能の導入を検討します。
- ・ これらのセーフティネット機能等の充実のために必要なスペースは、廃止された高齢者グループホームの既存設備の改修等により確保します。

④ 窓口機能の改善

- ・ 誰もが利用しやすい窓口となるよう、受付・事務スペースを再整備します。
- ・ 支援者の顔が見え、安心できる窓口となるよう改修します。

⑤ 教育・学習機能の導入

- ・ 人材育成や、教育・学習支援のため、多様な研修や教育プログラムが提供できる場を設けます。

⑥ 利便性・アクセスの向上

- ・ 誰にでもわかりやすいユニバーサル基準での案内表示に改修します。
- ・ 障がいのある人や小さい子を連れた人など、誰もが使いやすい設備を導入し、訪れた人が快適にサービスを利用できる施設へ改修します。
- ・ 施設全体の計画として、拡張性があり多用途に利用でき、将来ニーズの変化に柔軟に対応可能な空間となるような施設改修とします。
- ・ 屋外駐車場については、駐車場の拡充や、安全に駐車できるスペースを整備するために、町内に複数の代替施設があることを踏まえ、保全に高額なコストを要するコミュニティドームを撤去することで、駐車スペースを確保します。

⑦ 防災機能の強化

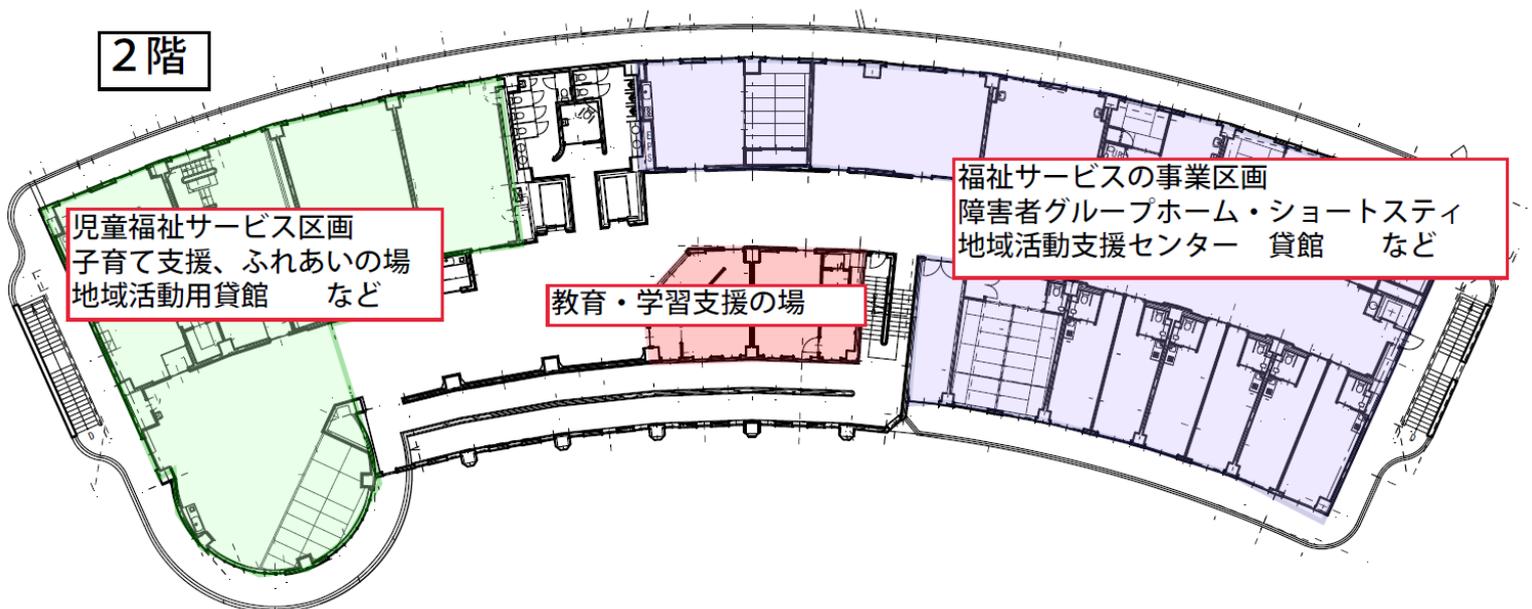
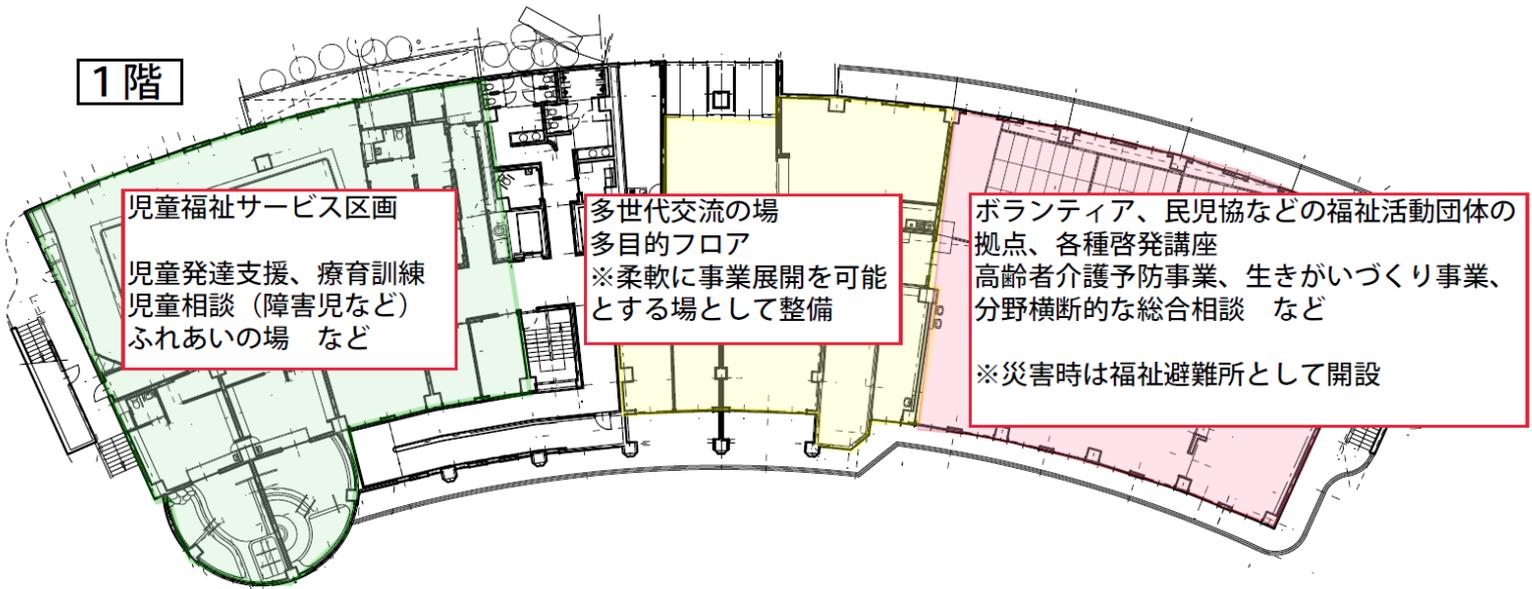
- ・ 避難所としても利用できる空間を確保し、既存の教養娯楽室等の活用により長期的な利用を想定した施設機能を整備します。
- ・ 避難された人や災害対応車両を想定した広い駐車スペースを整備し、防災物品を格納するスペースを設けます。
- ・ 非常時に対応できる非常用発電機、受水槽などの整備を検討し、避難された人が必要な支援を受けることができる環境を整えます。

⑧ 施設管理機能の充実

- ・ 建物の性能向上のため、省エネルギーに配慮した照明・空調設備を導入します。
- ・ 建物の安全を維持するため、現行法規に合わせた建物改修・設備改修を行います。
- ・ 個人情報などを適正に管理するため、セキュリティ対策を強化します。
- ・ 管理や施設の維持などが容易にできる効率的な設備を導入します。

(2) 想定される施設配置

これまでに示した整備方針に基づき、施設配置を以下のように整理します。この配置は、基本設計においてさらに詳細な法的・技術的検討を行い、具体的な設計を行っていきます。



(3) 施設運営主体について

施設運営及び各機能のサービス提供については、令和5年度に実施した「サウンディング調査」の事業提案を踏まえ、民間事業者のノウハウを最大限に活かし、魅力的で効果的な提案を受けるため、公募を行います。

このような事業の最適化によって効率的で効果的な住民サービスの提供が期待され、官民連携により地域資源を確保し、より質の高い福祉サービスを提供することを目指します。

猪名川町社会福祉協議会は、過去から町の地域福祉を推進し、福祉活動の基盤として、地域の人々が安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指して活動してきました。これらの活動は地域福祉を支えるため必要不可欠な事業であるため、施設整備後も活動が継続できるよう支援します。

【参考：民間活用検討に係るサウンディング調査結果（要約）】

- ・ 障害者（児）福祉施設
 - 「共同生活援助（グループホーム）」、「短期入所（ショートステイ）」、「就労継続支援 A・B 型」、「生活介護」、「地域活動支援センター」、「児童発達支援センター」「放課後等デイサービス」
- ・ 子育て支援施設、高齢者施設
- ・ 災害時避難場所や地域交流スペース
- ・ 健康相談などの医療連携施設
- ・ 食堂のコワーキングスペースとしての活用
- ・ 「就労継続支援 A 型」の事業内容として食堂の運営
- ・ 「就労継続支援 B 型」の事業内容として
 - 「バイクカフェ」、「ドッグランなどの動物とのふれあい・譲渡会」、「バーベキュー」、「公衆浴場」の運営

8. 今後の検討・調整事項

(1) 機能見直しに伴う各種調整について

今回の整備に伴い、総合福祉センターでの事業が終了するものについては、速やかに関係団体等との情報共有を行い、利用者への影響が最小限となるよう調整を進めていきます。新たな機能の創設にあたっては、事業内容を精査・調整し、現状の課題解消、運営の効率化など様々な視点により、福祉行政サービスの向上に努めていきます。

(2) 工事期間中の事業継続について

工事範囲はほぼ全館にわたり、利用者等の安全確保ができないことから、改修工事期間中の福祉センターについては全館休止します。

ただし、改修工事期間中であっても、住民生活上不可欠な事業については、継続する必要があるため、移転する事業、代替場所を実施する事業、休止する事業について、猪名川町社会福祉協議会、関係団体などと協議・調整し、工事期間中も必要な住民サービスを確保します。

9. 整備のスケジュール（予定）

総合福祉センターの改修整備スケジュールについては、以下の3つの観点から検討します。

- ①整備内容を精査し設計を行い、工事業者を決めて実際に工事を行っていく 工事工程
- ②工事期間中に館内が利用できなくなるため、社会福祉協議会をはじめとする利用団体の活動スペースの確保・移転を進める 仮設工程
- ③新たなセンターで運営される事業の事業者を公募・決定し事業準備を進める 事業工程

工事工程については、工事金額の軽減、整備方針に沿った建物の仕様の検証などにより1年程度の設計期間が必要となり、工事期間としては事業者選定も含め、2年程度必要になると想定します。よって、新たな運営の開始時期としては、令和11年度を目指し、必要な検証・調整を進めます。

この工事工程に合わせて、仮設工程および事業工程を検討し、事業全体としては、概ね以下のような整備スケジュールを想定し、整備を進めていきます。

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
工事工程	実施設計業務		施設改修工事		
仮設工程	移転先検討・準備		移転	移転先での運営	移転
事業工程	条例の改正等	公募条件整理 サービス移行	運営事業者公募	事業準備等	新たな運営の開始

以上